

川崎市市民オンブズマンの会議に関する 要綱

〔平成2年9月27日決裁
2川総市第45号〕

（趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市市民オンブズマン条例施行規則第3条第5項に規定する川崎市市民オンブズマンの会議（以下「会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、原則として、毎月1回開催するものとする。

3 臨時会は、川崎市市民オンブズマン（以下「市民オンブズマン」という。）の協議により必要と認めるときに開催するものとする。

（付議事項）

第3条 会議に付する事項は、次のとおりとする。

(1) 市民オンブズマンの職務執行の一般方針に関すること。

(2) 勧告又は意見表明（人権オンブズパーソンと共同で行うものを含む。）に関すること。

(3) 運営状況の報告等に関すること。

(4) その他市民オンブズマンに関する重要事項

（委任）

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、代表市民オンブズマンが定める。

附 則

この要綱は、平成2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。